

## V 福祉事業

### 1 宿泊施設の利用

退職者は、全国にある公立学校共済組合および相互利用共済組合等の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

また、退職者の家族も公立学校共済組合の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

利用の際は、**公立共済メンバーズカード（要申込み）**又は退職時にお送りする「宿泊施設特別利用者証」を当該宿泊所・保養所のフロントに提示してください。

公立共済メンバーズカード(クレジットカード)



宿泊施設特別利用者証



【相互利用共済組合等一覧】（一部異なる料金設定の場合があります。）

|                                                             |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方職員共済組合<br>各市町村職員共済組合<br>警察共済組合<br>東京都職員共済組合<br>指定都市職員共済組合 | 全国市町村職員共済組合連合会<br>都市職員共済組合<br>文部科学省共済組合<br>日本私立学校振興・共済事業団<br>国家公務員共済組合連合会<br>防衛省共済組合 |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

#### 〔MEMO〕公立学校共済組合の宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊所・保養所は、あづま荘を含め全国に31施設(令和7年10月現在)あります。

利用する場合は、直接施設へ連絡し公立学校の退職者であることを告げて予約し、当日フロントに「公立共済メンバーズカード」、「宿泊施設特別利用者証」（任意継続組合員は「マイナ保険証＋資格情報のお知らせ」または「資格確認書」でも可）を提示してください。

## 2 共済組合の任意継続組合員への助成等

### (1) 指定宿泊施設の利用助成

任意継続組合員の方は、公立学校共済組合福島支部が指定した施設を宿泊利用する場合、1回の旅行につき2泊を限度として、下記のとおり助成が受けられます。

ただし、組合員一人あたり1会計年度(4月～翌年3月まで)に12回までの助成となります。利用券の交付を希望する場合は、「指定宿泊施設利用券交付申請用(任継用)」(様式集Ⅸ-14ページ)により、支部事務局(県教育庁福祉課内)に直接請求してください。なお、利用券は1泊につき1枚必要です。

公立学校共済組合飯坂保養所あづま荘の利用に際しては、利用券は不要です。現職時と同様に施設のフロントに備え付けの「利用助成申請書」に必要事項を記入し、支配人の承認を受けてください。

【対象施設】 ※ 助成金額は、令和7年度の適用額です。

| 宿泊施設名 | 助成対象者                                            | 助成金額                                                                                     |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| あづま荘  | 組合員・被扶養者<br>配偶者・子・父母・祖父母<br>(父母・祖父母は配偶者の方も含みます。) | 1泊食事あり 3,000 円<br>(ただし、小学生以下の子供は1,500 円)<br><br>1泊食事なし 2,000 円<br>(ただし、小学生以下の子供は1,000 円) |
| 杉妻会館  | 組合員(本人)                                          | 1,500 円                                                                                  |

〔MEMO〕退職後もあづま荘を御愛顧ください

あづま荘は飯坂温泉の奥に位置する旅館で、温泉は単純泉、お風呂からは季節の風景が楽しめる庭園を眺めることができます。

お部屋は和室と洋室があり、お部屋からはWi-Fiが利用できます。お食事は夕食、朝食共に和食膳をご提供いたします。厳選した食材をたっぷりと使った自慢の料理をお楽しみください。

※宿泊予約や詳細については、

あづま荘(電話024-542-3381 受付時間 午前9時～午後8時)

までお問い合わせいただくか、あづま荘ホームページを御覧ください。

(HPはこちらから)



## (2) 健康診断の取扱い

「特定健康診査」「特定保健指導」を実施します。

なお、任意継続組合員の方は支部が実施している人間ドック及び各種検診は対象外です。  
がん検診やその他の検診は、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

### ア 特定健康診査(特定健診)

生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着眼した健診内容です。

【対象者】当該年度4月1日時点で40歳から74歳までの任意継続組合員

7月上旬ごろに「特定健康診査受診券(セット券)」をご自宅にお送りします。

※ 資格を喪失した方は、受診券の使用はできません。

### イ 特定保健指導

専門スタッフ(医師、保健師、管理栄養士等)から生活習慣を改善するためのアドバイスを受けることができます。

【対象者】特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方

「特定保健指導利用券」をご自宅にお送りします。

※ 特定保健指導の利用期間内に資格を喪失した場合、利用料は共済組合で負担できません。引き続き特定保健指導の継続を希望される方は、新たに加入する医療保険者に御相談ください。

## 3 その他の手続

---

### (1) 貸付金未償還元利金の取扱い

退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、貸付規定により退職手当から控除して返還する必要があります。共済組合で控除の手続きをとりますので、借受人の手続きは不要です。

なお、未償還元利金が退職手当支給額を上回り、全額控除できない場合は、不足分について納入通知書を送付(3月下旬に所属に通知)しますので、退職手当支給日までに金融機関で納入してください。

### (2) 団体信用生命保険の取扱い

住宅貸付け及び教育貸付けの借入の際に団体信用生命保険(だんしん)制度に加入されている方が退職手当から未償還元利金を一括返済し償還が完了した場合、完了した時点でその後の保障(保険)の適用はなくなります。これにより、加入時に設定された保障(保険)期間のうち未経過分の保険料については、7月頃に保険料充当金として月割りで計算され、本部から「保険料充当金返戻のご通知」が送付されるとともに、別途保険料充当金が振替口座に送金されます。

ただし、保険料の引き落としの時期が4月～5月になっている方は、退職手当から貸付金の未償還元利金を一括返済した後に保険料の引き落としが行われ、精算手続きはその概ね2か月後に行われますので、振替口座を閉鎖(解約)しないよう注意してください。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、御本人(借受人)が手続きをする必要はありません。

### （３）福祉保険制度の取扱い

「福祉保険制度」に加入されている場合、定年退職後も保障を継続することができます。

毎年 10 月 31 日まで保障が継続され、7 月頃にご自宅へ送付される更新手続き書にて脱退の申出がない場合は、11 月 1 日以降も自動更新となります。

※ 傷病休職給付金は、退職月の月末をもって脱退となります。

お問い合わせ窓口（受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）10 時～16 時

| 窓 口                  | 照会内容            | 電話番号                    |
|----------------------|-----------------|-------------------------|
| 公立学校共済組合<br>福祉保険制度担当 | 制度内容全般・登録内容の変更等 | 0 1 2 0 - 7 7 8 - 5 9 9 |
| 請求相談センター             | 給付金の請求          | 0 1 2 0 - 6 6 0 - 9 9 8 |

### （４）アイリスプランの取扱い

年金コースについては、毎年 12 月末頃（予定）にご本人のご自宅宛に送付されます案内を御覧の上、所定の手続きを行ってください。

なお、60 歳未満で退職される方は、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。

医療・日常事故コース及び介護保障コースについては、退職後も継続できますので改めて手続きをする必要はありません。

ただし、住所、電話、振替口座を変更したい場合は、「ハンドブック」に綴じ込みの「変更訂正届(ハガキ)」に記入・郵送し届け出てください。

また、医療・日常事故コースを次年度更新しない場合には、毎年 10 月下旬にご自宅に送付されます「満期のお知らせ」内「契約の変更届」に記入し返信封筒で郵送してください。介護保障コースの解約については「変更訂正届(ハガキ)」にご記入のうえ郵送して申請書を取り寄せてください。

ご不明な点については下記にお問い合わせ願います。

#### 「年金コース」「医療・日常事故コース」

一般財団法人教職員生涯福祉財団サービスセンター  
電話 0 1 2 0 - 4 9 1 - 2 9 4（無料）  
受付は午前 10 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

#### 「介護保障コース」

株式会社一ツ橋サービス  
電話 0 1 2 0 - 8 7 8 - 6 2 6（無料）  
受付は午前 10 時～午後 5 時（土日祝日を除く）